

第 33 号議案

中間市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 24 年 4 月 9 日提出

中間市長 松下 俊男



## 中間市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

中間市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年中間市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 公益財団法人中間市文化振興財団
- (2) 公益社団法人中間市シルバー人材センター

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の中間市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定は、平成24年4月1日から適用する。



中間市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) <u>公益財団法人中間市文化振興財団</u></p> <p>(2) <u>公益社団法人中間市シルバー人材センター</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) <u>財団法人中間市文化振興財団(平成7年5月1日に財団法人中間市文化振興財団という名称で設立された法人をいう。)</u></p> <p>(2) <u>社団法人中間市シルバー人材センター(平成6年6月23日に社団法人中間市シルバー人材センターという名称で設立された法人をいう。)</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>